

**中央手術室清掃等業務委託
詳細仕様書**

1. 業務の目的

- ・本院の指示に基づき、手術前準備・片づけ等の業務支援を行うことにより、手術室看護師の業務の効率化及び負担軽減を目的とする。

2. 業務内容

(1) 術間清掃

- ・手術室内廃棄物整理・清掃（廃棄物廃棄等清掃業者実施業務を除く）

※上記には以下の業務を含む：廃棄物とリネンの片付け

コードの清拭、丸めて器械へ吊り下げ収納
床清掃
手術台準備
ビニール交換
タオル等の補充
回収物の処理

ただし、同時に又は連続して複数の術間清掃が入った場合等においては、各室の廃棄物とリネンの片付け、ビニール交換及び床清掃のみ対応にあたることとする。

(2) 術間清掃以外に行う業務

- ・使用後の無影灯・手術台・医療機器・用具等の清拭・消毒
- ・コード類の清拭・収納
- ・各部屋の器械の配置確認及び器材庫等定位置への搬送・収納
- ・高所、壁面、ガラス面及びドアの除塵・清拭
- ・空調フィルターの集塵清掃
- ・収納棚の集塵
- ・使用後器械類の片付け（滅菌室の受入時間外に汚染処理室にて保管する器械類の回収・薬液散布等）

ただし、上記業務については、術間清掃業務のない時間帯に、業務当日の手術室全体の稼働状況等を勘案して委託者が指定した場所において、上記業務の中から指定した業務を行うものとする。

3. 業務時間

- ・原則として、平日の月曜日から金曜日までは、交代制により午前 10 時 30 分から午後 9 時 00 分までとする。
- ・病院の指示又は受託者の判断により、本院の業務に支障をきたすおそれがある場合は、指定した勤務時間以外の時間であっても円滑に業務を達成できる勤務体制をとるよう努めること。
- ・業務時間内は、受託者職員の交代により、中央手術室内に必ず受託者職員が常駐し対応できる体制をとること。

4. 服装・衛生管理

- ・受託業者は、本院が指定する保護衣を着用すること。

- ・受託業者は、針刺し事故等が生じないように、鋼製小物等の取扱い、手順、業務従事者の服装等の予防・防護策について、マニュアルを作成するなど業務従事者に周知・徹底させること。
- ・受託業者は、清潔の保持、感染防止など、従事者に対して適切な技能や知識が習得できるよう十分な研修を行い、その予防に努めること。
- ・受託業者は、洗浄・消毒・滅菌前（使用済み）の鋼製小物等はすべて感染の疑いがあるものとして取り扱いに注意すること。
- ・受託業者は、感染の発生要因等正しい知識を身につけ、感染制御に関する研修を行い、予防に努めること。
- ・受託業者は、定期的な健康診断や日々の体調管理を徹底し、感染の疑いがある従事者は出社させないなど、感染防止対策を講じること。

5. 業務改善提案

- ・受託業者は、手術室看護師の業務の効率化及び負担軽減のため、業務改善に資する提言・助言を行うこと。
- ・受託業者は、本院の指示があった場合は、中央手術室の運営に関する会議等に参加し、提言・助言等を求められた場合は対応するように努めること。

6. 打ち合わせ

- ・受託業者は、本院の求めがあった場合、定期的又は随時、本院担当者等と業務手順や業務内容に関する打ち合わせを実施すること。

